一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　中部環境ソリューション合同会社
ロ　住所　愛知県弥富市楠一丁目百二十六番
ハ　代表者の氏名　職務執行者　長浦　和明
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　静岡県静岡市清水区三保字平太夫島三千八百六十八番一及び三千八百六十八番七並びに字貝島三千九百二十四番一
ロ　静岡県静岡市清水区掘込字立町六番一
ハ　愛知県知多郡武豊町字竜宮六番
三　無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成二十八年十一月十六日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
ニ　静岡市環境局廃棄物対策課
ホ　静岡市清水区役所地域総務課区民生活係

**○東北地方整備局告示第一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月五日
東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四十五号
㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 宮古市崎山第六地割四六番二一から同市崎山第六地割四三番二まで | 前 | 九〇・四〇～一〇三・〇二メートル | 〇・一〇五キロメートル |
| | 後 | 五一・五〇～九五・九〇メートル | 〇・〇五五キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

**○東北地方整備局告示第二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月五日
東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四十六号
㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 仙北市角館町西長野熊堂二三〇番から同市角館町西長野熊堂一七九番三まで | 前 | 一四・二八～二一・二〇メートル | 〇・一四一キロメートル |
| | 後 | 一四・二八～二三・三八メートル | 〇・一四一キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月五日
中国地方整備局長　丸山　隆英

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百九十一号
㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 下関市筋川町九二一番一から同市安岡駅前二丁目四九五番一一まで | 前 | 二一・〇〇～一三二・〇〇メートル | 六・四一六キロメートル |
| | 後 | 一八・〇〇～一三〇・〇〇メートル | 六・四一六キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

# 国会事項

## 衆議院

### 辞令

（秘書課議長公邸長）衆議院参事　安齋　啓二
（庶務部副部長庶務部広報課長事務取扱）同　服部　創
（総務委員会専門員兼地方創生に関する特別調査室長）衆議院常任委員会専門員（法務委員会専門員）同　佐々木勝実
（決算行政監視調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　矢部　明宏
（外務委員会専門員兼環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室長）衆議院常任委員会専門員　大竹　浩一
願により本職を免ずる（各通）
（外務委員会専門員兼環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室長兼任委員会専門員　辻本　頼昭
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室長兼務を免ずる
（農林水産調査室首席調査員兼環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　梶原　武
（外務調査室首席調査員兼環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室首席調査員）同　小林　扶次
査室首席調査員兼務を免ずる（各通）（以上二十八年十二月三十一日）

# 人事異動

## 内閣

国務大臣　松野　博一
内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を免ずる
簡易裁判所判事に任命する（以上二十八年十二月二十三日）　古田　浩
○国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う
国務大臣に指定する（二十八年十二月二十五日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三は二十八年十二月二十六日アメリカ合衆国へ出張のため出発した。
○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○防衛大臣臨時代理
同　松本　純
防衛大臣稲田朋美海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上二十八年十二月二十六日）